

○名古屋市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

平成30年3月13日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域等)

第2条 住宅宿泊事業を実施する期間を制限する区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、次に掲げる地域(以下「制限地域」という。)とする。

- (1) 第1種低層住居専用地域
- (2) 第2種低層住居専用地域
- (3) 第1種中高層住居専用地域
- (4) 第2種中高層住居専用地域

2 届出住宅の敷地が制限地域の内外にわたる場合における前項の規定の適用については、その敷地の過半が制限地域に属するときには、その敷地の全部について、同項の規定を適用し、その敷地の過半が制限地域の外に属するときには、その敷地の全部について、同項の規定を適用しない。

3 住宅宿泊事業を実施してはならない期間は、月曜日の正午から金曜日の正午まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までを除く。)とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。